

告示第 5 号

特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 2 月 27 日

(木曾広域連合長署名)

平成 20 年木曾広域連合条例第 2 号

特別会計条例の一部を改正する条例

特別会計条例(平成 11 年木曾広域連合条例第 23 号)の一部を下記のとおり改正する。

記

特別会計条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) 木曾寮特別会計 特別養護老人ホームの設置及び管理運営 (2) 土地取得特別会計 公用若しくは、公共用に供する土地の先行取得 (3) 介護保険特別会計 介護保険に関する事務	(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) 木曾寮特別会計 特別養護老人ホームの設置及び管理運営 (2) 土地取得特別会計 公用若しくは、公共用に供する土地の先行取得 (3) 介護保険特別会計 介護保険に関する事務 (4) <u>情報事業特別会計 木曾地域高度情報化施設に関する事務</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 5 月 31 日までの間に限り、この条例による廃止前の特別会計条例に規定する情報事業特別会計により経理すべき歳入又は歳出については、平成 19 年度の情報事業特別会計の歳入又は歳出として経理することができる。